

日本聖公会 横浜教区

221-0852 横浜市神奈川区  
三ツ沢下町 14-57

教務所

Phone 045-321-4988

Fax 045-321-4978



The Diocese of Yokohama  
Nippon Sei Ko Kai

(The Anglican Church in Japan)

14-57 Mitsuzawa-shimomachi  
Kanagawa-ku, Yokohama, 221-0852 JAPAN

Diocesan Office

Phone +81 45 321 4988

Fax +81 45 321 4978

礼拝を休止している地域の皆さまへ

## 地域を越えての礼拝出席自粛のお願い

† 主のご復活をお祝い申し上げます。

しかしながら、多くの教会では、ウイルス感染の拡大が続く中、一部の地域を除いて、ご復活日の礼拝を共に集まっておささげすることができない状況であったことと思います。

さて、4月7日に7都府県を対象地域として政府より緊急事態宣言が出されました。横浜教区ではこれを受けて、対象地域となった神奈川県および千葉県のすべての教会で礼拝を休止することといたしました。

ところが4月8日以降、横浜教区内で礼拝が継続されていた静岡県のある教会には、「聖公会信徒だが、イースターの礼拝が行われると聞いた。伺いたい」という電話が10件以上あったということです。

結果的には伊東・沼津・清水・静岡の各教会では、現地の状況判断に基づき、教区主教了承のもと、礼拝を休止しておりましたので、礼拝を休止していた地域の方が押し寄せるという状況はなかったものの、現地ではその対応に大変、苦慮いたしました。

現在、横浜教区内では、山梨県全域と静岡県の一部の教会で礼拝を継続しております。

しかしながら、これらの地域に、礼拝を休止している教会の信徒が出掛けて行くことにつきましては、感染拡大の防止を目的とする緊急事態宣言の趣旨からも外れるものと言わざるを得ません。

もちろん、ご復活日に一堂に会して共に礼拝をおささげしたいという思いは聖公会の信徒としてもっともであり、充分、理解できることではありますが、何ゆえ、聖週からご復活日においてさえも礼拝を休止せざるを得ないのか、どうかそのことの意味をご理解いただきますようお願いいたします。

また、礼拝を休止している教会におかれましては、ウイルス感染の拡大がなお続く間、地域を越えて礼拝を継続している教会の礼拝に出席されることは、どうか自粛していただきますよう、教役者からもご指導くださいますよう併せてよろしくお願いいたします。

感染の収束と、感染された方、殊に重症となっている方、また医療に従事されている方、そしてこのような状況にあってさまざまな困難を抱えている方を憶えて、主の癒しと慰め、励ましと導き、そして祝福をお祈りいたします。

主にありて

2020年4月15日

横浜教区主教

主 教 伊 藤 入 江 修